

昭和四十二年労働省令第二十八号

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第二条第一号、第五条第一項から第四項まで、第七条第一項、第八条、第九条、第十二条及び第十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（炭鉱災害）

第一条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一号の厚生労働省令で定める災害は、坑内における火災（自然発火を含む。）とする。

（健康診断）

第二条 法第五条第一項の規定による健康診断は、次の各号に掲げる検査によつて行なわなければならない。ただし、第一号の検査については、被災労働者が当該炭鉱災害により発生した一酸化炭素を吸入した時から五時間以内に行なうことが著しく困難な場合においては、この限りでない。

- 一 一酸化炭素ヘモグロビンの検査
- 二 顔貌、脈搏、血圧、外傷等の全身状態の検査
- 三 意識状態の検査
- 四 頭痛等の自覚症状の検査
- 五 運動障害、感覚障害、視力障害、失行、失認、失語、発汗過多その他の自律神経症状等の神経症状の検査
- 六 無欲、不眠その他の情動障害、自発性減退、見当識障害、記憶障害、計算障害、思考障害等の精神症状の検査

2 法第五条第一項の規定による健康診断は、前項の検査の結果に基づいて専門の医師が必要と認める被災労働者については、次の各号に掲げる検査であつて当該医師が必要と認めるものを同項の検査に追加して行なわなければならない。

- 一 尿中の蛋白、糖及びウロビリノーゲンの検査
- 二 赤血球沈降速度及び白血球数の検査
- 三 視野検査
- 四 脳波検査
- 五 心電図検査
- 六 胸部エックス線写真による検査

第三条 法第五条第二項の規定による健康診断

は、前条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる検査によつて、当該炭鉱災害が起つた日（当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかつたと認められた被災労働者については、当該一酸化炭素中毒症がなつたと認められた日）から起算して一年以内ごとに一回、定期に行なわなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の健康診断について準用する。この場合において、前条第二項中「法第五条第一項」とあるのは、「法第五条第二項」と読み替えるものとする。

第四条 法第五条第三項ただし書の書面は、同条第一項の規定による健康診断に相当する健康診断の結果を証明するものにあつては様式第一号、同条第二項の規定による健康診断に相当する健康診断の結果を証明するものにあつては様式第二号によるものでなければならない。

2 法第五条第三項ただし書の厚生労働省令で定める物件は、次の各号に掲げる物件であつて、当該健康診断において行なつた検査に係るもの又はこれらの写しとする。

- 一 視野検査の記録
- 二 脳波検査の記録
- 三 心電図
- 四 胸部エックス線写真

第五条 法第五条第四項の記録は、同条第一項の規定による健康診断（同条第三項ただし書に規定するこれに相当する健康診断を含む。）にあつては様式第一号、同条第二項の規定による健康診断（同条第三項ただし書に規定するこれに相当する健康診断を含む。）にあつては様式第二号により作成しなければならない。

第六条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 住宅（光熱施設その他居住のため必要な附帯施設を含む。）
 - 二 物品購買施設
 - 三 療養施設その他の保健衛生施設（保育施設を含む。）
- 2 法第七条第一項の厚生労働省令で定める期間は、被災労働者が退職した日の翌日から起算して二年とする。

第七条 削除

（診察等の措置）

第八条 法第九条の規定による診察等の措置は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長が指定する病院、診療所若しくは薬局において行う。

2 法第九条の厚生労働省令で定める措置は、保健のための指導及び保健のための薬剤（治療のための薬剤を除く。）の支給とする。

3 第一項の診察等の措置を受けようとする者は、次条の規定により交付を受けたアフターケア手帳を、同項に規定する病院、診療所又は薬局に提出しなければならない。

（アフターケア手帳）

第九条 所轄都道府県労働局長は、法第九条に規定する被災労働者に対し、アフターケア手帳（様式第四号）を交付するものとする。

第九条の二 法第十条第二項の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項の業務災害に関する保険給付の額とみなされる法第十条第二項の診察等の措置に要する費用の額の算定については、当該診察等の措置に要する費用のうち当該被災労働者が受けていた労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付の当該療養の開始後三年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額とすることにより行うものとし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第十八条第二項の規定を適用する。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第十条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づき立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

（証票）

第十一条 法第十三条第二項の証票は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）様式第十八号によるものとする。

第十二条 使用者は、法第五条第一項又は第二項の規定による健康診断を行なつた場合（同条第三項ただし書の書面その他の物件の提出を受け

た場合を含む。）には、遅滞なく、一酸化炭素中毒症健康診断等結果報告書（様式第五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 使用者は、法の規定により、被災労働者に対して講ずべき措置について必要な事項に関し、都道府県労働局長又は労働基準監督署長から要求があつたときは、当該事項について報告しなければならない。

（電子情報処理組織による報告書の提出）

第十三条 法及びこれに基づく命令の規定により、労働基準監督署長に対して行われる報告書の提出について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該報告書の提出を当該報告書の提出を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該報告書の提出を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該報告書の提出と併せて送信しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十二年十月二十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現に被災労働者（当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について現に労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付若しくは長期傷病補償給付又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による療養補償を受けている被災労働者及び法第九条に規定する被災労働者を除く。）を当該炭鉱災害が起つた時から引き続き使用している使用者は、当該被災労働者に対して、この省令の施行後遅滞なく、法第五条第二項の規定による健康診断を行なわなければならない。ただし、この省令の施行の日前一年以内に、法第五条第一項又は第二項の規定による健康診断に相当する健康診断を行なつた被災労働者については、この限りでない。

附 則（昭和四十九年八月二四日労働省令第二五号）抄

1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和五一年六月二八日労働省令第二五号）

この省令は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年八月三〇日労働省令第三〇号）

1 この省令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和五十七年八月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年九月二〇日労働省令第二二号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（次項において「新規則」という。）第七條第三項の規定は、昭和五十九年六月一日から適用する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に昭和五十九年六月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定による同月以後の月分の介護料の内払とみなす。

3 昭和五十九年五月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年七月二一日労働省令第二〇号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（次項において「新規則」という。）第七條第三項の規定は、昭和六十年六月一日から適用する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に昭和六十年六月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定による同月以後の月分の介護料の内払とみなす。

3 昭和六十年五月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年六月一〇日労働省令第二四号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（次項において「新規則」という。）第七條第三項の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に昭和六十一年四月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定による同月以後の月分の介護料の内払とみなす。

3 昭和六十一年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年六月二〇日労働省令第二三号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（次項において「新規則」という。）第七條第三項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に昭和六十二年四月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定による同月以後の月分の介護料の内払とみなす。

3 昭和六十二年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年六月一五五労働省令第一九号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（次項において「新規則」という。）第七條第三項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に昭和六十三年四月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定による同月以後の月分の介護料の内払とみなす。

3 昭和六十三年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年六月三〇日労働省令第二五号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別

措置法施行規則（次項において「新規則」という。）第七條第三項の規定は、平成元年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に平成元年四月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定による同月以後の月分の介護料の内払とみなす。

3 平成元年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月二六日労働省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（平成三年四月一二日労働省令第二二号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第七條第三項及び第四項の規定は、平成三年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成三年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（平成四年四月一〇日労働省令第一〇号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第七條第三項及び第四項の規定は、平成四年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成四年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（平成五年四月一日労働省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成五年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（平成六年四月一五五労働省令第二七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第七條第三項及び第四項の規定は、平成六年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成六年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月三一労働省令第二五号）

（施行期日）

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成七年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月一日労働省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

（第三条の規定の施行に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七條の規定は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）の施行の日の前日において同法附則第七條の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八條第一項の規定による介護料を受ける権利を有していた被災労働者に支給する同条の介護料については、なおその効力を有する。

附 則（平成九年三月一四日労働省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（第二条の規定の施行に伴う経過措置）

第三条 施行日前に支給すべき事由の生じた第二条による改正後の第九條の二の診察等の措置に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一月二一日労働省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年一月三一労働省令第二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権推進整備法」という。)の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項とみなす。

第五条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附則 (平成十二年一〇月二三日労働省令第四〇号)

第一条 この省令は、平成十二年十月三十日から施行する。

(施行期日)

第二条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(経過措置)

附則 (平成十二年一〇月三十一日労働省令第四一號) 抄

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(施行期日)

第二条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(施行期日)

附則 (平成十三年三月二三日厚生労働省令第三一號) 抄

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(施行期日)

附則 (平成一八年一月五日厚生労働省令第一一號) 抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則 (令和元年一二月二七日厚生労働省令第一二七号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附則 (令和元年一二月二三日厚生労働省令第八〇号) 抄

附則 (平成一九年四月二三日厚生労働省令第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附則 (平成二九年一二月二七日厚生労働省令第一二七号)

第一条 この省令は、平成二九年十二月一日から施行する。

(施行期日)

附則 (令和元年一二月二三日厚生労働省令第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

(施行期日)

附則 (令和二年五月二九日厚生労働省令第一〇七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)

附則 (令和二年八月二八日厚生労働省令第一五四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

(施行期日)

附則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

(施行期日)

附則 (令和六年三月一八日厚生労働省令第四五号) 抄

いう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則 (令和六年三月一八日厚生労働省令第四五号) 抄

第一条 この省令は、令和七年一月一日から施行する。

(施行期日)

附則 (令和六年三月二六日厚生労働省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

(施行期日)

附則 (令和六年三月二六日厚生労働省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

(施行期日)

附則 (令和六年三月二六日厚生労働省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

(施行期日)

附則 (令和六年三月二六日厚生労働省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

(施行期日)

附則 (令和六年三月二六日厚生労働省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条、第5条関係）

一般化炭素中毒症健康診断個人票

(法第5条第1項
(法第5条第3項ただし書))

実施場所	被災時刻		年 月 日 時 分	
ふりがな	生年 月 日	年 月 日 (歳)	職 名	
住 所				
被災時の状況	被災場所： 入坑時刻（救護隊員等の場合）： 日 時 分			
	出坑時刻： 日 時 分 出坑の方法：自力、介助、搬送			
	外傷又は火傷の有無及びその程度			
	意識障害：程度： 持続時間： その他：			
①一般化炭素（ヘモグロビン）含有率	% (炭酸血液 日 時 分 採取)			
②全 身 状 態	血圧 ～ mmHg			
③意識 状 態				
④自 覚 症 状				
⑤神 経 症 状	運動障害：			
	麻痺： 反射： 筋緊張： 震 顫：			
	痙攣： 振 顫： 失調運動： 歩行：			
	感覚障害：			
	視力障害： 視力：右眼（ ）、左眼（ ）			
	失行、失認、失語： 発汗過多その他の自律神経症状：			

⑥精 神 症 状	その他：		
	情緒障害：無欲；	不調；	その他；
	自覚性減退；		
	見当失神障害；		
	記憶障害；		
	記憶障害；		
⑦②～⑥の検査実施日時	月 日 時		
⑧尿 所 見	蛋白；	糖；	ウロビリノーゲン； (月 日実施)
⑨血 液 所 見	赤血球沈降速度；1時間値 mm、2時間値 mm、白血球数； 個/mm ³ (月 日実施)		
⑩臓 器 所 見	(月 日実施)		
⑪脳 波 所 見	(月 日実施)		
⑫心 電 図 所 見	(月 日実施)		
⑬胸部エックス線写真所見	(月 日実施)		
現 在 の 総 合 判 断	一般化炭素中毒による症状を認める。		
	一般化炭素中毒による症状の有無については断定できない。		
	一般化炭素中毒による症状を認めない。		
	その他の異常(病名)を認める。		
(年 月 日)	要入院	要通院(休業；要、不要)	要観察 処置不要

医師の住所及び氏名	
備 考	
1 「全身状態」欄には、顔貌、姿勢、呼吸、脈搏、体温、血圧等に関する所見並びに外傷、火傷等の有無及びその程度を記載すること。	
2 「意識状態」欄には、正常、軽い障害、深い障害、昏倒状態等と記載すること。	
3 「自覚症状」欄には、頭痛、煩重、はきけ、めまい、まぶしい感じ、耳鳴り、発汗、四肢麻痺、全身倦怠、物忘れ等の訴えがあった場合にのみ記載すること。	
4 ③から⑥までの検査を実施した場合には、その結果の記録を示す図表等又はこれらの写しを添付すること。	
5 「現在の総合判断」欄の「その他の異常」については、被災時に受けた外傷等のほか、既存の疾患であつて明らかなものについても記載すること。なお、要入院、要通院、要観察等の措置については、一般化炭素中毒を原因とするものについて該当するものを○でかこむこと。	
6 この票に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付しておくこと。	

様式第2号（第4条、第5条関係）

一般化炭素中毒症健康診断個人票

(法第5条第2項
(法第5条第3項ただし書))

ふりがな	生年 月 日	年 月 日 (歳)
住 所		
健康診断実施年月日	年 月 日	年 月 日
①全 身 状 態	血圧 ～ mmHg	血圧 ～ mmHg
②自 覚 症 状		
③神 経 症 状	運動障害：	運動障害：
	麻痺； 反 射； 筋緊張； 振 顫； 痙攣； 失調運動； 歩 行；	麻痺； 反 射； 筋緊張； 振 顫； 痙攣； 失調運動； 歩 行；
	感覚障害：	感覚障害：
	視力障害： 視力：右眼（ ）、左眼（ ）	視力障害： 視力：右眼（ ）、左眼（ ）
	失行、失認、失語：	失行、失認、失語：
	発汗過多その他の自律神経症状：	発汗過多その他の自律神経症状：

備考

①「金身受胎」欄には、胎受、呼吸、受胎、妊娠、休産、血圧等に関する所見並びに外傷、火傷等の有無及びその程度を記載すること。

②「胎児受胎」欄には、妊娠、産後、死産、けい、まじふし等、可成り、発汗、発熱、嘔吐、下痢、血圧等の所見並びに胎児の死因を記載すること。

③胎児の死亡原因は、胎児受胎に於ける、その原因の記載を示す欄であるが、その原因をいふ必要はない。

④「胎児の死亡原因」欄は、胎児の死因を記載すること。死因に付けたら胎児の死因は、既述の欄で述べて明かしたものになっていると記載すること。なお、要人死、要傷等の場合は、一徹化因素中毒や原因とするものについて該当するものを○でかこむこと。

⑤この欄に記載されない事項は、別紙に記載する部分としておくこと。

申請人の 姓 名 _____
氏 名 _____

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第9条関係）

氏 名				
生 年 月 日	年	月	日	
住 所	都 道 府 県	区 市 郡	町 村 特 別 住 民 区 画	番 地

放射災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第9条の規定により交付します。

年 月 日

労働局長 印

被災場所	都道府県	市区町村
被災年月日	事業の名称	
被災状況		
療養開始 年月日	療養開始 年月日	
療養期間 年月日	療養期間 年月日	
治療における障害の 部位および 状態	障害等級書 級	

— 4 —

[illegible]

療養の種類別	療養年月日	療養の結果	医療機関認印
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

→

注 意 事 项

- 1 労働災害予防確保関係のアドバイザーを受けようとするときは、労務院又は都道府県労働局長が指定する病院等によるこの手帳を提出とし、所定の欄にその結果を記入してもらってください。
- 2 次の場合には、この手帳の交付を受けた都道府県労働局長に、この手帳を添えて（ロの組合を除く。）その旨を届け出て、必要な訂正又は再交付を受けてください。
- イ 氏名又は住所に変更があったとき。
 - ロ この手帳を失ったとき。
 - ハ この手帳を汚損したとき。
 - ニ この手帳に余白がなくなつたとき。
- 3 この手帳の有効期間は、 年 月 日までです。

様式第5号（第12条関係）

様式第5号(第12条関係)

[illegible]

年 月

使用者 職氏名